

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
税務課		担当課（室）		
			目次	
			担当課（室）	

◎岡山県規則第二十六号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（検税吏員の指定）

第四条の二 知事は、前条の規定により同条各号に掲げる職務を委任された職員（次条第一項において「徴税吏員」という。）のうちから、法第七十一条の二、第七十一条の二十三、第七十一条の四十四、第七十一条の六十四、第七十二条の七十四、第七十三条の四十二、第七十四条の三十一、第九十八条、第四百十条、第四百四十四条の五十五、第四百七十五条、第二百六条及び第七百四十六条第二項の規定により、国税局又は税務署の収税官吏の職務を行う職員（次条第二項において「検税吏員」という。）を指定する。

第五条の見出しを「（徴税吏員証等）」に改め、同条中「前条に規定する」を「その」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条の規定により検税吏員として指定された職員は、その職務を行うときは、検税吏員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
第七条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用による申告書等の提出）

第七条の二 省令第三条第一項の表の上欄及び省令第五条第一項の表の上欄に掲げる申告書等は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。
2 省令第三条第四項及び第五条第四項に規定する知事の指定する指定法人は、一般社団法人地方税電子化協議会とする。
第十四条の表二の項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

二の二	検税吏員証	第五条第二項	第二号の二
-----	-------	--------	-------

様式第二号（表）中「」「」「」を「岡山密集」に改め、同様式（裏）中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

様式第2号の2（第14条関係）

（表）

		No. _____	
岡山県検税吏員証			
岡山県職員		(写真)	
年 月 日生			
		年 月 日交付	
上記の者を，岡山県税条例施行規則（昭和29年岡山県規則第63号）第4条の2の規定により，検税吏員として指定する。			
岡山県知事			印

（裏）

岡山県税条例施行規則抜粋	
(検税吏員の指定)	
第4条の2 知事は，前条の規定により同条各号に掲げる職務を委任された職員（次条第1項において「徴税吏員」という。）のうちから，法第71条の2，第71条の23，第71条の44，第71条の64，第72条の74，第73条の42，第74条の31，第98条，第140条，第144条の55，第175条，第206条及び第746条第2項の規定により，国税局又は税務署の収税官吏の職務を行う職員（次条第2項において「検税吏員」という。）を指定する。	
(徴税吏員証等)	
第5条 1 略 2 前条の規定により検税吏員として指定された職員は，その職務を行うときは，検税吏員証を携帯し，関係者の請求があつたときは，これを提示しなければならない。	

様式第四十九号(表)

災害その他やむを得ない理由による場合	会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由による場合
--------------------	--------------------------------

災害その他やむを得ない理由による場合	事業年度終了の日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない場合等
--------------------	--------------------------------------

⑤ 土地改良区等の換地の取得の場合	⑥ 県医療計画の医療連携体制に従って周産期医療を提供する施設を取得した場合
-------------------	---------------------------------------

⑤ 土地改良区等の換地の取得の場合	
-------------------	--

⑤ 土地改良区等の換地の取得の場合	譲渡する相手の住所・氏名		譲渡予定年月日	
⑥ 県医療計画の医療連携体制に従って周産期医療を提供する施設を取得した場合	開設許可日及び番号	岡山県指令第 号	届出日	

⑤ 土地改良区等の 換地の取得の場合	譲渡する相手の住所・氏名		譲渡予定年月日	・ ・
-----------------------	--------------	--	---------	--------

⑦⑧⑨⑩

⑨を⑩に⑨を⑩に改める。
 様式第七十号を次のように改める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

様式第70号（第21条の5関係）

自動車取得税修正申告書

年 月 日

岡山県 県民局長 殿
岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第97条第3項の規定により、次のとおり申告します。

（提出用）

登録（車両）番号				登録（届出）年月日		※取得の原因				取得年月日		
	:	:	:		:	:	:	年 月 日	売買 ・ 贈与 ・ その他（ ）			年 月 日
※新車・中古車の別			年 式 (製造年)	車名及び車種名		型 式		類別区分番号	※種別		車台番号	
新車 ・ 中古車									1 普通 2 小型 3 三輪 4 軽			
※自動車の付加物の内容									修正申告の理由			
ステレオ ・ エアコン ・ アルミバン ・ 保冷バン ・ クレーン（ t 吊） ・ その他（ ）												
※用途	1 乗用車 2 トラック（貨物） 3 トラック（貨客兼用車） 4 トラック（けん引車） 5 トラック（被けん引車） 6 バス（一般乗合用） 7 バス（その他（ ）） 8 三輪小型 9 特種用途自動車（ ） 10 その他（ ）								車両重量	車両総重量		
									kg	kg		
定置場									※燃料の種類			
区分		取得価額	課税標準額	税率	申告納付税額	延滞金額	合計納付額	1 ガソリン 2 軽油 3 その他（ ）				
修正申告額			, 000円	/100	円			※エコカー減税の適用		有 ・ 無		
既に納付が確定した額			, 000円	/100	円			※中古車特例の適用		有 ・ 無		
差引増加額					円	円	円	※バリアフリー，A S V 特例の適用		有 ・ 無		
取得者の住所・氏名 (所在地・名称)		TEL () -					【記入上の注意】 ・太枠内を記入してください。 ・※印欄は，該当の項目を○で囲み，囲んだ項目に括弧がある場合は，括弧内にも記入してください。 ・この申告書に，当初の申告（報告）書，売買契約書その他自動車の取得価額を証する書類の写しを添付してください。 ・エコカー減税の適用の欄，中古車特例の適用の欄及びバリアフリー，A S V 特例の適用の欄は，適用を受けようとするいずれかひとつにのみ記入してください。					
譲渡した者の住所・氏名 (所在地・名称)												
申告書記載者の住所・氏名 (所在地・名称)												
							是認，更正の別		是認 ・ 更正			

証紙代金表示欄

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の岡山県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第二号による徴税吏員証は、当分の間、この規則による改正後の岡山県税条例施行規則様式第二号による徴税吏員証とみなす。

3 旧規則に定める様式（様式第二号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。